

生産行程管理業務規程

作成日：平成29年12月11日

更新日：令和4年6月25日

1 作成者

住 所（フリガナ）：(〒760-0023)

(カガワケン タマツシ コトブキチョウ)

香川県高松市寿町一丁目3番6号

(カガワケンノウギョウキョウトウクマイ)

名 称（フリガナ）：香 川 県 農 業 協 同 組 合

代表者（管理人）の氏名：代表理事理事長 村川 進

ウェブサイトのアドレス：<http://www.kw-ja.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（すいか）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ゼンツウジサンシカク善通寺産 四角 スイカ、Zentsujisan Shikakusuika

4 明細書の変更

香川県農業協同組合（以下「香川県農協」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

「縞王」等の品種については、香川県農協が生産者からの申込みを受けて苗又は種子を配布する。

香川県農協は、配布状況を「善通寺産四角スイカ生産行程管理簿」に記録し、現地調査の際に、この記録と照らし合わせて、生産者が「縞王」等の品種を使用しているか否かを確認する。

（2）生産地・栽培方法の確認

生産者は、出荷当日までに「栽培履歴書」を香川県農協へ提出し、香川県農協は、「栽培履歴書」の記載内容から、当該生産者の生産地・栽培方法を確認する。

また、香川県農協は、少なくとも年1回、生産者に対する現地調査を実施し、生産地・栽培方法を遵守しているか否かを確認し、その結果を「善通寺産四角スイカ生産行程管理簿」に記録する。

（3）出荷規格・最終製品の確認

「善通寺産四角スイカ」の集荷、検査及び出荷については、香川県農協の集荷場にて行うこととし、その際、(1)及び(2)の記録を確認するとともに、出荷された「善通寺産四角スイカ」が出荷規格に適合しているか否かを確認する。

検査に合格したものは、出荷箱に入れて最終商品として出荷する。その際、出荷状況を「善通寺産四角スイカ出荷記録簿（兼検査基準確認）」に記録する。

6 明細書適合性の指導

(1) 生産地、品種及び栽培の方法について

香川県農協は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者を指導の上、是正しない場合は出荷を停止する旨の警告を行い、是正を求める。

警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、香川県農協は、当該生産者の生産したスイカの出荷を停止することができる。

(2) 出荷規格について

香川県農協は、「出荷規格」を満たさないスイカを出荷した生産者に対して指導を行い、当該生産者の生産したスイカの出荷を停止することができる。

(3) 講習会の開催について

香川県農協は、毎年2月頃に栽培講習会を開催する。その際、全生産者に対し、明細書の内容（品種、栽培の方法及び出荷規格等）について周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 香川県農協は、5(3)の確認の際に、生産地、品種、栽培方法及び出荷規格の各基準をいずれも満たしているスイカ（出荷用ダンボール等の包材を含む。）にのみ、地理的表示である「善通寺産四角スイカ」及びG Iマークが使用されているか確認する。その際、地理的表示及びG Iマークの使用状況を、「善通寺産四角スイカ出荷記録簿（兼検査基準確認）」に記録する。

(2) 香川県農協は、5(3)の確認の際に、以下のスイカがないかも確認する。

- ① 生産地、品種、栽培方法及び出荷規格の各基準のいずれかを満たしていないスイカであるにもかかわらず、地理的表示である「善通寺産四角スイカ」及びG Iマークが使用されているスイカ
- ② 地理的表示である「善通寺産四角スイカ」のみが使用されているスイカ
- ③ G Iマークのみが使用されているスイカ
- ④ 地理的表示である「善通寺産四角スイカ」に類似する表示又はG Iマークに類似する標章が使用されているスイカ

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 香川県農協は、5(3)の確認の際に、以下の①～④に該当する場合は、生産者に対し指導の上、是正しない場合は出荷を停止する旨の警告を行い、是正を求める。

警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、香川県農協は、当該生産者の生産したスイカの出荷を停止することができる。

